

川越市老人福祉施設の措置に要する費用の徴収に関する規則等の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

川越市長

森田初恵

川越市規則第41号

川越市老人福祉施設の措置に要する費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（川越市老人福祉施設の措置に要する費用の徴収に関する規則の一部改正）

第1条 川越市老人福祉施設の措置に要する費用の徴収に関する規則（昭和55年規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第1項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

（川越市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部改正）

第2条 川越市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則（昭和62年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第4号中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

（川越市母子保健法施行細則の一部改正）

第3条 川越市母子保健法施行細則（平成15年規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第4号中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

（川越市児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 川越市児童福祉法施行細則（平成26年規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。